

(目的)

第1条 在宅のひとり暮らし高齢者等が孤立感を解消し、健康で自立した生活を安心して送れるようにするため、栄養のバランスの取れた食事の提供を行い、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業(以下「配食サービス」という。)は、ひとり暮らし高齢者等の自宅へ食事を配達することにより安否の確認を行い、異常が認められる場合は、連絡等必要な措置を行うものとする。

2 配食サービスで提供する食事は、昼食とする。

3 前項の食事の回数は、月曜日から金曜日(土日祝日・12月29日から1月3日は除く)の希望する日で、1日1回とし、週5回までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(事業の委託)

第3条 配食サービスは、太田市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が適切な運営が確保できると認められる事業者(以下「委託業者」という。)に本事業の一部を委託して実施するものとする。

(対象者)

第4条 配食サービスの対象者は、市内に住所を有する75歳以上のひとり暮らしの者又は75歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者で、加齢による運動機能の低下、疾病等により調理が困難で配食サービスが必要である者とする。

(利用の申請)

第5条 対象者のうち、配食サービスの利用を希望する者は、配食サービス利用申請書(別記様式第1号)を、会長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、担当民生委員の意見を勘案した上で、適当であると認めるときは、配食サービス利用決定通知書(別記様式第2号)により、

不適當であると認めるときは、配食サービス利用不承認通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

(経費の負担)

第7条 会長は、配食サービス1食分につき、食材及び調理に要する経費のうち委託費として100円を委託業者に支払うものとする。

2 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、配食サービス1食分につき、食材及び調理に要する経費のうち前項に定める委託費を差し引いた金額を負担し、これを委託業者に支払うものとする。

(変更の届出)

第8条 利用者は、第5条の申請書の記載事項に変更が生じたときは、配食サービス変更届(別記様式第4号)により速やかに会長に届け出なければならない。

(利用の終了等)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、配食サービスの提供を終了するものとし、配食サービス利用廃止届(別紙様式第5号)により速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本市の区域を越えて居住地を移したとき
- (3) サービスの利用を取りやめる旨を申し出たとき
- (4) 第4条に該当しなくなったとき

2 会長は、必要があると認めるときは、利用者に対する配食サービスの利用を停止することができる。この場合において、会長は、配食サービス利用取消通知書(別記様式第6号)を利用者に交付するものとする。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、生活状況、身体状況、世帯状況その他申請時に申告した内容と異なる状況が生じたときは、速やかにその旨を会長に届けなければならない。

2 利用者は、サービスの利用を休止、または終了するときは、速やかにその旨を会長に申し出なければならない。

(関係機関との連携)

第11条 会長は、配食サービスを行うに当たり、行政、民生委員その他の福祉関係機関等との密接な連携を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年4月1日より一部改正する。

この要綱は、平成26年4月1日より全部改正する。

この要綱は、平成27年4月1日より一部改正する。

この要綱は、平成28年1月1日より一部改正する。

この要綱は、平成29年4月1日より一部改正する。

ただし、平成29年3月31日までに利用決定している65歳から69歳の高齢者は、継続して利用できるものとする。

この要綱は、令和3年4月1日より一部改正する。

この要綱は、令和6年4月1日より一部改正する。

ただし、令和3年3月31日までに利用決定している70歳から74歳の高齢者は、継続して利用できるものとする。